平成２６年（フ）第３２１号
大阪府岸和田市磯上町１丁目22番22―301号
債務者　佃　　妙子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
大阪府貝塚市森497番地こころあ病院、住民票上の住所大阪府岸和田市岡山町810番地の29
債務者　髙橋　正治
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８９５号
札幌市西区平和２条８丁目９番１―110号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８６号
札幌市豊平区豊平６条２丁目２番８号　第２コーポ北都８号
債務者　高橋　義郎
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２３号
札幌市豊平区平岸４条７丁目１番１―806号
債務者　冨山　和真
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４３号
札幌市西区西町南12丁目４番８号　中井ハウス202号
債務者　高橋　敦資
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２１号
札幌市西区発寒11条３丁目１番51号
債務者　古城由貴恵（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―411号
債務者　阿部　良之
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５５号
札幌市白石区南郷通１丁目北２―15　カルム白石306号、住民票上の住所札幌市中央区南８条西１丁目１番地１　コロナード中島806号
債務者　古川ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６５号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目17番３号　野上ハイツＡ―１号
債務者　山下ゆかり（旧姓横沢）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６８号
札幌市豊平区平岸３条８丁目２番15―307号
債務者　越野　孝子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７１号
札幌市白石区菊水１条２丁目３番８―705号
債務者　奥田　元樹
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７７号
札幌市北区新琴似11条１丁目２番16号
債務者　村田　知子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８７号
札幌市清田区平岡５条２丁目７番８―201号
債務者　高嶋　克浩
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１００号
札幌市白石区川北４条１丁目４番１―204号
債務者　臼井　靖子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０７号
札幌市豊平区月寒中央通９丁目２番20―602号
債務者　川南　利恵（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８４号
相模原市中央区すすきの町17番９―１号
債務者　川北　浩嗣
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部